

## 栃木県職業訓練表彰実施要領

昭和43年6月27日制定  
昭和53年5月 1日改正  
昭和61年3月26日改正  
平成 5年3月29日改正  
平成6年4月1日様式改正  
平成 9年2月25日改正  
平成11年3月23日改正  
平成19年2月22日改正  
令和3年3月24日様式改正

### 第1 趣旨

本要領は、栃木県職業訓練表彰要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、栃木県職業訓練表彰の実施に関して必要な細目を定めるものである。

### 第2 被表彰候補者

- 1 市町、商工会議所、商工会、民間産業団体、経営者団体等は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、日常の行為等においても他の模範と認められるものうちから被表彰候補者を選定して、知事に推薦するものとする。

#### (1) 卓越した技能者

表彰の行われる日現在において、表彰に係る技能に関し20年以上の経験を有し、かつ、満年齢40歳以上で、現にその技能を要する職業に従事し、次のいずれにも該当する者であること。

ア その技能において、技能検定1級若しくは単一等級に合格している者又はそれらに相当する技能所持者と認められる者。

イ その技能において、原則として栃木県職業能力開発協会の卓越した技能者表彰を受けている者。

#### (2) 事業内職業訓練功労者

その者が事業内職業訓練に係る業務に10年以上従事し、事業内職業訓練の振興及び育成に多大の貢献をしていると認められる者で、原則として栃木県職業能力開発協会の職業訓練関係表彰を受けている者であること。

#### (3) 技能検定功労者

その者が技能検定委員として通算10年以上従事し、技能検定制度の発展に多大の貢献をしていると認められる者で、原則として栃木県職業能力開発協会の技能検定関係表彰を受けている者であること。

- (4) 前各号に準ずるもので表彰することが適当と認められる者であること。

- 2 認定職業訓練実施優良事業所又は優良職業訓練団体については、認定職業訓練の実施状況が極めて優良で、他の模範と認められ、次の事項のすべてに該当するものとする。
  - (1) 認定職業訓練開始後3年以上を経過していること。
  - (2) 認定職業訓練が的確に実施されていること。
  - (3) 訓練生の出席率が80%以上であること。
  - (4) 職業能力開発促進法、職業安定法、労働基準法等関係法令が遵守されていること。
- 3 技能検定関係協力事業所又は団体については、技能検定に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範と認められるもので、原則として栃木県職業能力開発協会の技能検定関係表彰を受けているものであること。
- 4 技能振興関係優良事業所又は団体については、技能振興に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範と認められ、次の事項のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 技能五輪、技能グランプリ、技能展等の活動に対し、永年にわたり貢献をしていること。
  - (2) 技能労働者の処遇・地位の向上に関し、永年にわたり貢献をしていること。

### 第3 推薦手続

#### 1 提出書類

被表彰候補者を知事に推薦する場合は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 調書 (様式1)
- (2) 推薦理由書 (様式2)
- (3) 履歴書 (様式3)
- (4) 身分調書 (市町村長の発行するもの)

#### 2 提出書類の記入要領

調書、推薦理由書及び履歴書の記入に当たっては、各事項とも具体的かつ簡潔に記述する。

### 第4 被表彰者の決定

表彰を受ける者は、知事が、栃木県職業訓練表彰選考委員会の意見を聞いて決定するものとする。

### 第5 表彰の方法等

- 1 表彰は、毎年1回職業能力開発促進大会において行うものとする。
- 2 表彰は、知事が表彰を受ける者に対して、表彰状を授与して行うものとする。